

令和 2 年 7 月 10 日
中津市役所企画観光部
総合政策課まちづくり推進室

質問書に対する回答について

中津市立地適正化計画策定委託業務にかかる公募型プロポーザルに寄せられましたご質問に対して、別紙の通り回答いたします。

【実施要領】※受付順

項番	質問事項	回答
1	<p>【P3 第7条 企画提案書等の提出】</p> <p>(3) 提出書類 ①企画提案書</p> <p>A4版、任意様式と記載がありますが、ページ数の指定や上限はありますでしょうか。</p>	<p>企画提案書のページ数について上限はありません。ただし、過多にならないよう工夫してください。</p>
2	<p>【P3 第7条 企画提案書等の提出】</p> <p>企画提案書の最大枚数の指定はありますでしょうか。</p>	<p>項番1の通りです。</p>
3	<p>【P3 第6条および第7条 提出書類 様式5】</p> <p>記載すべき業務実績は「立地適正化計画を策定及び改定した業務」でしょうか。他関連すると思われる業務の履行実績を記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>「立地適正化計画の策定および改定業務」に加え「都市計画マスタープランの策定および改定業務」「都市計画道路見直し検討業務」など委託業務内容に関連する実績を記載してください。</p>
4	<p>【P3 第6条および第7条 提出書類 様式5】</p> <p>実績の記載件数及び様式の複写枚数に制限はありますでしょうか。</p>	<p>実績件数および複写枚数の上限は特に指定しておりませんが、実績件数が多い場合、様式5の内容に沿った記載を任意様式で工夫してください。(テクリスからの実績添付など)</p>
5	<p>【P3 第7条(3)】</p> <p>企画提案の範囲は、令和4年度までを含めた内容と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p> <p>3か年の企画提案を提出してください。</p>
6	<p>【第7条(3)⑥】</p> <p>別表1の中津市立地適正化計画策定委託業務審査項目では、見積額は令和2年度が評価対象となっていることから、令和3年度・令和4年度の見積金額は、今回のプロポーザルの評価対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p> <p>評価対象については令和2年度の見積額です。次年度以降の事業の参考資料として令和3年度・令和4年度の見積りとして提出を求めています。</p>
7	<p>【P4 第7条(3)⑧】</p> <p>代表的な計画書につきまして、本編と概要版がある場合は、どちらか一方でよろしいでしょうか。また、代表的な1件でよろしいでしょうか。</p>	<p>代表事例として1件、本編・概要版両方1部ずつ提出をお願いします。</p>
8	<p>【P4 第7条(4)】</p> <p>①については紙の他に電子媒体で提出、とありますが、提出方法は(6)に記載のメールアドレス宛となるのでしょうか。</p>	<p>電子媒体での保管のため、お願いしております。</p> <p>machidukuri@city.nakatsu.lg.jp (メールの場合)、メールの送信容量制限がありましたら、CD-R等で送付をお願いします。</p>

【仕様書】※受付順

項番	質問事項	回答
1	<p>【第 16 条 住民意向の把握】 アンケート調査の役割分担、費用分担は、以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>市:宛名シール作成、送付用封筒準備、返信用封筒印刷内容調整、発送、受取、郵便代</p> <p>コンサル:宛名シール貼り、返信用封筒印刷、封緘、データ入力、集計、分析</p>	<p>ご質問の項目については以下のように分担を想定しています。アンケート調査対象者への発送を発注者、返信からの作業を受注者が分担します。</p> <p>発注者:宛名シール作成、宛名シール貼り、送付用封筒準備、返信用封筒印刷内容調整、封緘、発送、郵便代(発送分)</p> <p>受注者:返信用封筒印刷、受取、郵便代(返信分)、データ入力、集計、分析</p>
2	<p>【第 27 条 誘導施策等の検討】 「立地適正化計画と連動した都市施設(都市計画道路)」についても見直しを予定している」とあります。これは、本業務の対象でしょうか。</p> <p>対象の場合、別紙「計画作成までの流れ(案)」にある“<<誘導施策等の検討内容>>”に沿って、1)2)は令和2年度、3)から7)は3年度、8)9)は4年度に実施することとして提案書を作成するのでしょうか。</p> <p>また、これに関する見積書は、道路予備設計延長、交差点箇所数、地元説明方法等の仕様が不明ですので、今回提出の対象外とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p>	<p>本業務の対象です。誘導施策等の検討で、本市では都市計画道路の見直しも行うこととしております。見直しを検討する路線については「中津市都市計画マスタープラン 3-9」をご確認ください。</p> <p>別紙「計画作成までの流れ(案)」は令和4年度の策定を目標にした案です。実施年度についても企画提案して下さい。</p> <p>提出の対象になりますので、仕様を含め提案して下さい。</p>
3	<p>【第 30 条 市民等の説明会の実施】 市民等の説明会の支援について、何回を想定されますでしょうか。</p>	<p>関係団体に1回、全体市民向けに1回と最低限2回は想定しておりますが、社会情勢や地域の状況、業務進捗に応じ、追加で数回行うことも可能性があります。この点を踏まえて、実績から説明会について提案して下さい。</p> <p>参考までに類似事業の説明会を以下参照します。 「中津市都市計画マスタープラン 1-22」をご覧ください。</p>

<p>4</p>	<p>【第 34 条納入成果品】 見積書作成にあたり、令和 3、4 年度の成果品をご教示ください。特に、4 年度では計画書に関して PDF データのほかに報告書印刷は含まれるでしょうか。報告書印刷を含む場合は、種類(本編、概要版等)、頁数、仕様(カラー等)をご教示ください。</p>	<p>納入成果品については下記を想定しております。</p> <p>【令和 3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書 2 部 ・電子データ(CD-RまたはDVD-R) 1 式 <p>【令和 4 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書 2 部 ・電子データ(CD-RまたはDVD-R) 1 式 ・立地適正化計画 ・PDF データ 本編・概要版 1 式ずつ ・A4 判カラー製本 本編 50 部、概要版 50 部 <p>頁数は本編 100 頁以内、概要版 10 頁以内</p> <p>ただし、あくまで次年度以降の積算の参考として提示を求めているため、実際の納入成果品は年度毎の仕様書に定めるものとします。</p>
<p>5</p>	<p>【第 21 条 会議運営支援】 各会議の参加者の属性(部署・役職名等)や人数について、想定がありましたらお示し頂けますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津市都市計画審議会 <p>中津市都市計画審議会条例により審議会は、次の各号に掲げる者から委員14名以内で組織されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学識経験のある者 5名以内 (2) 市議会の議員 5名以内 (3) 関係行政機関又は県の職員 2名以内 (4) 市の住民 2名以内 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)都市再生協議会 <p>委員構成案、委員数については未定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)庁内検討委員会 <p>業務上関係する課室長を委員として選任予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)庁内ワーキング部会 <p>上述の庁内検討委員会の課室のうち、担当者。</p> <p>※(仮称)庁内検討委員会・(仮称)庁内ワーキング部会の属性・人数については「中津市都市計画マスタープラン 資料編-1」をご参考ください。</p>